

市有財産の売払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和6年2月27日

羽生市長 河田 晃明

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有地売払い
(2) 対象物件

物件番号	所在地	地目	公簿地積	最低売却価格	条件
R6-1	羽生市南五丁目4番1	宅地	2404.83㎡	8,380,000円	建物等解体撤去等

※1) 物件は、現状有姿の引き渡しとなります。現況と相違している場合は、現況が優先し、契約後も現況のままの引き渡しとなります。

※2) 上記最低売却価格は、更地の価格から建物・工作物等(土留めは除く。)の解体、撤去及び処分のための費用を控除した価格です。

2 契約条項等

この公告に定めるもののほか、本件に係る入札及び契約に関する手続きについては、地方自治法、同法施行令、羽生市契約規則、市有地売払い一般競争入札実施要領(以下、「実施要領」という。)等の定めるところとする。

3 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和6年5月22日(水) 11時00分
(2) 入札場所 羽生市役所 301会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

次の(1)～(5)に挙げる、すべての要件を満たす法人又は個人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当する者でないこと。
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から6号までに規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団関係業者を利用していないこと。役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。
(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立てをしていない者であること又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生の申立てをしていない者であること。
(5) 国税(消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業者にあっては所得税)及び羽生市税の未納がないこと。

5 契約に当たって付す主な特約

- (1) 建物等の解体撤去(買受人において、所有権移転の日から起算して1年以内に物件に存する建物等(建物の付帯設備、工作物、立木その他一切の動産を含む。)を解体撤去すること。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合には、買受人からの申請により市の承諾を得た場合は、所有権移転の日から起算して2年を超えない範囲で、かかる期間を延長することができること。なお、物件の所有権移転後の建物等の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、買受人の負担とすること。)
(2) 物件の用途条件等(物件の用途条件は、本契約については「分譲住宅」又は「戸建住宅」の開発行為に限定すること。なお、マンション又はアパートの開発行為は行わないこと。)
(3) 公序良俗に反する使用の禁止等(物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならないこと。)
(4) 風俗営業等の禁止(物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務委託営業その他これらに類する業の用に使用してはならないこと。)
(5) 契約に当たって付す主な特約の詳細は、実施要領による。

6 関係書類の配布

- (1) 配布書類 この公告の写し、実施要領等
(2) 配布場所 羽生市役所 企画財務部 財政課 財産管理係(窓口)
(3) 配布日時 令和6年2月27日(火)から令和6年4月25日(木)まで
平日9時から17時まで(12時から13時までを除く。)

7 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書(様式第1号)及びその他の必要書類(以下、「入札参加申込書等」という。)を持参により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

8 入札参加申込書等の提出方法

- (1) 提出先 羽生市役所 企画財務部 財政課 財産管理係(窓口へ持参)
- (2) 受付日 令和6年4月22日(月)から令和6年4月25日(木)まで
- (3) 受付時間 9時から17時まで(12時から13時までを除く。)
- (4) 必要書類

	必要書類	法人	個人	
			単独	共有
①	入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書(様式第1号)	○	○	○
②	誓約書(様式第2号)	○	○	○
③	土地等利用計画書(様式第3号)	○	○	○
④	契約権限等に係る委任状(様式第4号)	○		
⑤	入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書(様式第5号)	○	○	○
⑥	印鑑証明書	○	○	○(※2)
⑦	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)	○		
⑧	住民票抄本		○	○(※2)
⑨	納税証明書(国税)	○	○	○(※2)
⑩	証明願(羽生市税)(法人は様式第6号、個人は様式第7号)	○	○	○(※2)
⑪	身分証明書		○	○(※2)

(※1)⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪については、発行後3ヶ月以内の原本をご用意ください。なお、提出された書類は返却いたしません。

(※2)⑥、⑧、⑨、⑩、⑪については、個人で共有名義で申し込む場合、共有者全員分をご用意ください。

- (5) その他 明らかに入札資格がないと認められるとき又は入札参加申込書等に不備があるときは、入札参加申込書等を受理しない。

9 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、郵便等で通知する。

10 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和6年5月8日(水)までに参加資格の有無の再確認を求めることができる。

11 現地建物の内覧

現地建物の内覧を以下のとおり実施するので、予約期限までに財政課財産管理係まで電話予約すること。

- (1) 予約期限 令和6年4月3日(水) 16時まで
- (2) 内覧実施日 令和6年4月8日(月)、令和6年4月9日(火)
9時から15時30分まで(12時から13時までを除く。)※1組2時間まで(申込順)
- (3) 内覧場所 旧羽生市女性センター(パープル羽生)(住所:羽生市南5丁目4-3)

12 物件調査等に関する質問

物件に関する質問を以下のとおり受け付けるので、質問がある場合は、質問書(様式第9号)を受付期間内に電子メール又は財政課財産管理係へ直接持参により提出すること。

- (1) 受付期間 令和6年4月11日(木)から令和6年4月12日(金)まで
8時30分から17時まで(12時から13時までを除く。)
※受付期間を経過した後の物件に関する質問は、一切受け付けません。
- (2) 提出方法 電子メール又は財政課財産管理係窓口へ直接持参
電子メールアドレス: **zaisei@city.hanyu.lg.jp**
- (3) 回答方法 令和6年4月18日(木)までに羽生市ホームページにおいて公開する。

13 入札に関する注意事項

- (1) 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として市の指定口座に振込むこと。ただし、振込手数料は入札者の負担とする。
- (2) 入札は、入札参加者が1人以上であれば実施する。
- (3) 入札書に記載する金額は算用数字とし、所定の入札書(様式第12号)を用いること。
- (4) 入札当日は、入札参加資格審査結果通知書、入札書及び委任状(代理人が参加する場合)がなければ入札会場に入場できないので、必ず持参すること。
- (5) 入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書(様式第1号)を提出した日から入札日までの間に、当該入札を辞退する場合は、入札参加辞退届(様式第10号)を提出すること。
- (6) 売買代金の支払いは、売買契約締結日から30日以内に一括して市の指定口座に振込むこと。

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、羽生市が定めた最低売却価格以上で、最高の価格を以って入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者に「くじ」を引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該最高の価格をもって入札した者は、くじを辞退することはできない。

- 15 その他 詳細は実施要領によるので、必ず熟読のうえ、内容を承知したうえで入札に参加すること。

- 16 問合せ先 羽生市役所 企画財務部 財政課 財産管理係
電話番号 048-561-1121 (内線)375